

大田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第33号

大田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
大田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大田市規則第16号の2）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第3号の2、様式第3号の3及び様式第9号中「※自署であれば押印不要です。」及び「㊟」を削る。

様式第11号、様式第14号、様式第21号、様式第22号、様式第32号及び様式第33号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。